

川崎市特定計量器所在場所定期検査費用納付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 8 号

川崎市特定計量器所在場所定期検査費用納付規則の一部を改正する規則
川崎市特定計量器所在場所定期検査費用納付規則（平成6年川崎市規則第1
9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和22年川崎市条例第21号）第11条の規定に基づき
市長が定める」を「令和7年川崎市条例第57号）の規定により算定した」に
改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。